

議提第7号

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

上記の議案を、小松島市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

令和5年9月28日

小松島市議会議長 池 淵 彰 殿

| | | |
|-------|----------|-------|
| 提 出 者 | 小松島市議会議員 | 安平 剛之 |
| | 〃 | 松下 大生 |
| | 〃 | 米崎 賢治 |
| | 〃 | 近藤 純子 |
| | 〃 | 南部 透 |
| | 〃 | 津川 孝善 |

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

冤罪は、犯していない犯罪で有罪とされた方やその家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない人権侵害であり、法制度自体の正当性を失わせるものである。

刑事訴訟法の再審規定（再審法）は、このような冤罪による被害を救済するための制度であるが、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。言わば、再審のルールが存在しない状態となっているため、再審請求手続における審理の適正さや公平性が損なわれている。

その中でも、再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くの冤罪事件では、警察や検察が保管する証拠が再審段階で明らかにされ、冤罪被害者を救済する大きな原動力となった。したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定がなく、再審請求手続において証拠開示がなされる保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんによって、証拠開示の範囲に大きな差が生じており、このような格差を是正するためにも証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

また、裁判所が再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者救済の妨げとなっている。再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、検察官には有罪・無罪を判断する再審公判において立証の機会が与えられている。したがって、再審開始決定の段階では検察官の不服申立てを認めず、速やかに再審公判に移行すべきである。

よって、本市議会は、冤罪被害者を一刻も早く救済するため、再審請求手続における証拠開示を制度化し、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止するよう、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の速やかな改正を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年9月28日

小松島市議会

提出先

| | | | |
|--------|----|----|---|
| 内閣総理大臣 | 岸田 | 文雄 | 殿 |
| 衆議院議長 | 細田 | 博之 | 殿 |
| 参議院議長 | 尾辻 | 秀久 | 殿 |
| 法務大臣 | 小泉 | 龍司 | 殿 |